米国 巨大な労働市場と若年雇用への影響

米国は、NPO先進国といわれる。有給職員とボランティアを合計したNPO就業者の絶対数は世界一、総雇用に占める割合は一〇％近くに達する。すそ野が広く個人や地域に身近な存在として浸透しており、そのうちいくつかのNPOは大企業並の財力・運営力・人材力を兼ね備え、国内外に大きな影響力を持つ。米国でNPOが社会的に認知され地位を確立している背景には、法的制度や税制が十分に整備されていることがある。また雇用面におけるNPOをみると、一二〇〇万人規模の巨大な労働市場を形成している。そのため自らが巨大な雇用体として機能する一方で、時に政府と連携を取りながら若年雇用支援やその他の政策支援において重要な役割を果たしている。

1.法的制度と税制

NPO研究で著名なジョンズ・ホプキンス大学によると「NPOとは、一般に自発的・自立的かつ正規に運営されている非営利、非政府の組織」を指す。このような組織の認可は、州の権限とされている。NPO活動が盛んなカリフォルニア州を例にみると、州の法人担当課には、一日四〇～五〇件の認可申請がある。この申請件数の多さは「団体名・連絡先・活動目的を記入して三〇ドルの手数料を支払うだけ」という手続きの簡便さによる所が大きい。特に厳しい審査もなく郵送でもNPO法人の資格が取得できる。このように最初の門戸を広げてNPOの活性化を促進し、次に認可基準にいくつかの段階を設けて組織の分類化を図るのが、米国のNPO制度の特徴である。

第一段階＝営利の蓄積を目的としない非営利組織として法人資格を持つ団体。

第二段階＝上記に該当する団体の中で、特に内国歳入法五〇一条c項に該当し、内国歳入庁（IRS）の承認を得て、税制上の優遇措置を受ける非営利団体。

第三段階＝上記に該当する団体の中で、特に内国歳入法五〇一条c項の(三)に該当する社会福祉・保健・医療・教育・芸術・環境問題などの領域で活動を行う非営利団体。毎年財務報告書を提出してIRSの審査を受ける義務がある。

主な税制優遇措置の内容は、法人税の優遇、寄付者への課税所得控除である。寄付者への課税所得控除は、企業の場合は課税所得の一〇％、個人は五〇％を上限として税金が控除され、NPOの活性化に重要な役割を果たしている。米国募金顧問協会（AAFRC）が二〇〇四年七月に発表した報告書によると、昨年度の年間寄付金総額は二四一〇億ドルで、その内訳は個人寄付が七四・五％、企業・財団寄付が一六・五％、遺贈が九％となっている。

2.雇用との関連

若年者にとってのNPO

米国では多くの若者が、男女を問わずNPOを通じて様々なボランティア活動を行っている。これは慈善・社会奉仕活動が根づくキリスト教文化との関わりが深い。このような社会環境の中で育ち、自分が賛同するNPO組織に就職してキャリアを伸ばしたいという学生は多い。その需要に応えて就職希望の学生とNPOを結ぶ支援活動を行うNPOも多数存在する。「キャリ

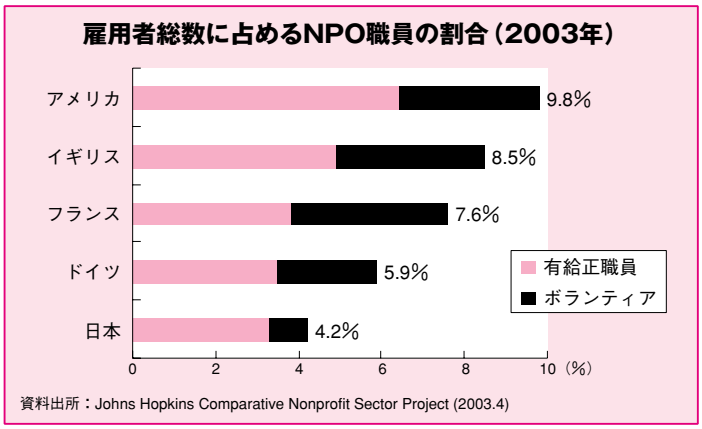

資料出所：Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project (2003.4)

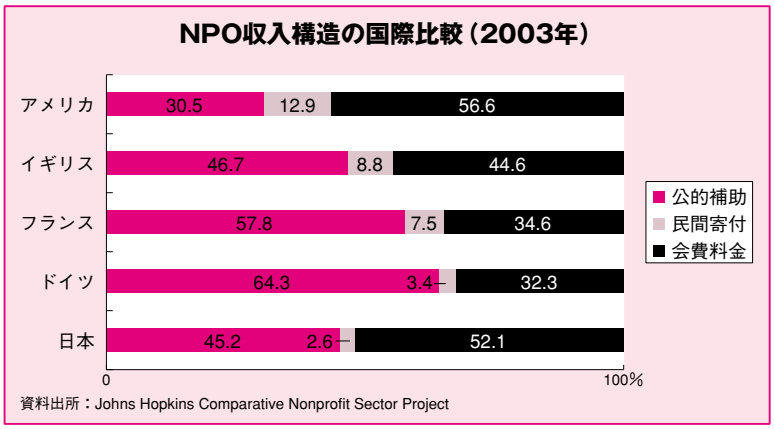

資料出所：Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project

アフェア」というNPO組織は、各地の大学と提携してオンライン上で最新情報を提供しており、現在二〇〇〇以上のNPO組織と二万人以上の学生が登録している。若年者がNPOを通常の就職先として選択肢のひとつに考えるようになったのは、一九六〇～七〇年代にかけてである。この時期、政府は教育・医療・福祉などの様々な社会問題を解決するためにNPOに対して多くの財政援助を行った。その結果、有給職員としてNPOに勤務する者が増大した。現在でもNPOの財源は、政府の公的補助が約三割を占める。

このようにして成長・拡大を続けてきたNPO市場には、現在一三〇万以上の組織が存在している。約一二〇〇万人を雇用し、年間の人件費総額は約一二〇〇億ドル、予算総支出額は三四〇〇億ドルに達する巨大な労働市場となっている。ホプキンス大学の報告書（二〇〇三年度）によると、米国の雇用者総数に占めるNPOスタッフの割合は、九・八%で、そのうち約六割が有給正職員として勤務している。

雇用者総数に占めるNPO職員の割合が国際的にみて高い比率なのは、NPOの給与水準がある程度確保されていること、コミットメント（使命感）の達成可能性が高いことなどが要因として挙げられる。これらが若年者、特に学生の通常の就職先としてNPOを選択することを可能にしている。

政府とのパートナーシップにおける若年雇用支援

NPOと政府の若年雇用政策との代表的な関わりとして、「ジョブ・コア（Job Corps）」プログラムがある。これは連邦労働省の包括的な若年者雇用対策プログラムとして一九六四年に開始された。一六歳～二四歳の経済的に不利な立場に置かれた若年者を対象に、複数のNPOが政府から委託を受けて、寄宿制で基礎教育・職業訓練・就職支援を実施している。現在全米一一八カ所の施設で、一六〇種類の技能訓練が実施されており、開始以来二〇〇万人がプログラムを修了している。

【参考文献】
HP"Comparative Nonprofit Sector Project 二〇〇二"
HP"National Council of Nonprofit Association"
HP "idealist"
「素顔のアメリカNPO」須田木綿子（二〇〇一年）青木書店、
「NPO最前線」レスターM・サラモン（一九九九年）岩波書店

（国際研究部　飯田恵子）

イギリス 重要な役割担うボランタリーセクター

わが国でも一般的な用語として定着してきた感のあるNPO。英国ではNPOに相当する民間非営利部門は、通常ボランタリーセクター（Voluntary Sector）と呼ばれ、その歴史は中世の慈善事業にまで遡る。現在およそ五〇万とも言われるボランタリーセクターは、非常に広範囲の組織・グループから構成されており、行政、民間にならぶセクターとして、重要な役割を担っている。特にブレア政権の発足後は、若年者向けの失業対策として期待されるなど、その重要性はさらに高まりつつあるようだ。

ボランタリーセクターの概観

英国のボランタリーセクターの活動は活発で規模も大きい。ボランティアに加え、何千人もの専門スタッフを抱え全国で展開しているようなチャリティから、ボランティアのみで運営している小規模の自主的な地域グループにいたるまで実に様々である。労働組合、政党、クラブなどもこれに含まれ、各々の関心、活動は多岐にわたっている。また、組織構造、法的立場、課税処理、有給スタッフとボランティアとの役割、活動範囲、財源なども様々であり、このような多様性のためボランタリーセクターを一括りに定義するのは困難である。成人の半数以上が、少なくとも年に一度はボランティア活動に参加すると言われる英国。ボランティアセクターのかなりの部分が「チャリティ」であり、英国のボランタリーセクターを理解するためには、まずこの「チャリティ」の概念を理解しなくてはならない。

「チャリティ」とは一般に博愛的な意味を持つ法的な概念。チャリティ法は中世のトラスト法から派生しているため、「チャリティ」は、他者やグループのために行動する被信託者（トラスティ）としての概念を内包している。法律上チャリティとして成り立つためには、私的利益ではなく公的利益のための目的を持っていなければならない。これは、公益目的の活動を規定するものであるが、こうした目的を持つボランティア組織はチャリティとして登録することができ、チャリティとして登録されれば各種税制において優遇措置を受けることができる。チャリティの登録、規制、監査、調査、支援を実施する権限を持っているのは、チャリティ委員会（Charity Commission）[注]と呼ばれる政府部門の組織である。

一方、ボランタリーセクターの財源を見ると、公的部門からの補助（委託金、助成金など）三七・〇%、次いで個人寄付が三六・六%という構成になっている。広義のボランタリーセクター（非営利であり、独立しており、ボランタリズムの性格を持つ組織化されている組織）においては、公的補助に依存する傾向が強いが、狭義のボランタリーセクター（教育機関、労働組合、レクリエーション団体などのグループが除かれる）においては、企業・個人などからの寄付及び寄贈が、政府資金や事業収入に劣らず重要な比重を占める。政府はGetting Britain Givingキャンペーンを展開するなどボランタリーセクターの拡充に力を入れている。これは内国歳入省（Inland Revenue）が二〇〇〇年に発表したもので、ボランタリーセクターが寄付を集めやすくする

ため、寄付金の増加を目的とした減税が実施された。

若年者雇用との関係

ボランタリーセクターにおいて最も多数を占めるのは、小規模な団体で活動する無償ボランティアだが、二〇〇二年のボランタリーセクターにおける有給雇用者数は五六万九〇〇〇人にのぼり、そのうちの大部分が中～大規模の組織で勤務するパートタイム労働者である。このボランタリーセクターの潜在的な雇用吸収力は、若年者雇用対策としても注目され始めている。一九九八年に導入された若年失業者向けニューディール政策（New Deal for Young People Aged 18-24：NDYP）は、求職者給付（失業手当）を六カ月以上受けている青年を対象にしたものであるが、求職者給付と同額の手当を受けながらボランタリーセクターで就労させるほか、大学などでの職業訓練をおこなうことを可能とした。

二〇〇四年三月までのNDYPの参加者総数は約一〇三万人。うちボランタリーセクターに就職した若者は、およそ四万八〇〇〇人にのぼる。こうした、ボランタリーセクターを活用した若年者雇用対策を、ブレア政権は重点政策課題として位置付けている。

〔注〕イングランドとウェールズでチャリティの登録、監督、支援等にあたる独立した政府機関。内務大臣の任命する三人の委員（チャリティー・コミッショナー）によって構成される。

【参考文献】

英国統計局ウェブサイト、経済企画庁ウェブサイト

（国際研究部　淀川京子）

フランス「雇用の受け皿」としての期待も

日本のNPO法人に相当するフランスの市民団体は、「アソシエーション」といい一九〇一年の「アソシエーション法」（通称「一九〇一年法」）（注1）によって規定されている。「アソシエーション」は原語のassociationをカタカナ表記して「アソシアシオン」とする場合もあり、英語圏でいう「アソシエーション」とは、その形式・内容において差異があり同義とはいえない。その正確な定義は難しいが、簡単に言えば「非営利組織」といえる。

フランス革命により、封建制度下の宗教団体や同業者団体などが解体され、中央集権的な政治体制をとってきたフランスでは、「団体の成立は個人の自由意思を拘束するもの」とされてきた。個人と国家の間にいかなる団体の存在も認めないという体制が長く続き、民間の非営利団体の自由な活動は規制されてきたが、この「一九〇一年法」により、公的自由としての「結社の結成する自由」と「結社に加入する自由」が宣言・保障され、非営利団体（アソシエーション）に関する規定が設けられた。同法によれば、アソシエーションとは「二人以上の者が、利益の分配目的以外の目的のために、自分たちの知識や活動を恒常的に共有するために結ぶ合意」。不法な目的や利益を内部で分配しない限り、かなり広範囲にアソシエーションの設立が認められている。

フランスのアソシエーション活動は飛躍的に拡大しており、創設の届出数（注2）は現在六万件を越えるとされる（一九七五年は年間二万件程度）。毎日のように届出があり、総数はつかみきれていないが、七三〇万から八〇〇万といわれている。参加方法は、会員になるだけでなく、寄付金を定期的に出す、催しなどに参加する――などいくつかある。フランス人の三九％が少なくともひとつのアソシエーションに参加しており、直接参加はせずに支援金を払ったりすることで活動を支援するというひとたち（三九％）とあわせれば、一〇人中八人が、何らかの形でアソシエーション活動に関与していることになる。

国や自治体は、「パートナーシップ」という考え方のもと、一定の距離を保ちながら、アソシエーションの活動の発展に対して経済面での支援を行っている。フランス政府の発表（二〇〇一年五月）によれば、アソシエーションの年間予算平均四二％が公的補助金であり、以下会費が四〇％、企業メセナ（企業がパートナーシップの精神に基づいて行う芸術文化支援）が三％、私的寄付金が一％で、残りの一四％が事業収益となっている。

アソシエーションの種類は、文化・娯楽、社会福祉、環境保護、権利擁護など千差万別で、活動内容も多種多様である。例えば、失業者の社会的権利を求め、失業に反対する連帯行動をとるアソシエーション「アッセー」（AC！〈Agir ensemble contre le Chômage〉）は、一九九四年にパリで創設された。専従職員（給与をもらって働いている被雇用者）は一人で、年間運営費は四万六七六〇ユーロ、うち公的補助金としては緑の党より三万五〇七〇ユーロの支援がある。企業からの補助金はない。AC！の設立目的は「社会運動の形態の刷新」を求めることで、失業者の権利獲得を目的として立ち上げられたものではなく、創設メンバーにも失業者はいなかった。しかし、社会問題のひとつとして失業問題が認識されるなかで、失業者が運動に参加するようになり、運動の質が変化していったという経緯をもつ。スーパーで従業員がいないレジや、職員がいないために閉められた郵便局の窓口などで、失業者がその仕事に従事する「雇用占拠」など、失業者自身が考え出す戦略は、長期的な視野にたつ労働運動家には思いもよらない斬新なものとなっている。

アソシエーションで働く専従職員は一二〇万人。給与労働者の約六％強を占めるといわれる（ちなみに、一九七五年には約一〇〇万人）。すべてボランティアで運営しているアソシエーションもまだ無数にあるとはいえ、雇用という観点からみても、このセクターの広がりは無視できない。また、失業

問題が深刻化するなか、一六歳から三〇歳未満の青年を対象にして、公的セクターとアソシエーションにおいて三五万の雇用を創出するという政策（「青年―雇用＝Emplois-jeunes」プログラム）が九七年末から実行されている。三五万のうち公的セクターでの雇用（多くは教育省、地方自治体の保健・福祉局や住宅・環境局、警察、国鉄などの公企業）が七〇％、アソシエーション（スポーツ・余暇・文化関連、保健・福祉領域）での雇用が三〇％となっており、「雇用の受け皿」としてもアソシエーションの重要性が増している。

〔注1〕正式名称は、「アソシアシオン契約に関する一九〇一年七月一日法」（Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association）。

〔注2〕一九〇一年法は、アソシエーションの設立にあたり届出を要件としていないため、届出をしなくても非合法ではないが、法人格を取得できず、税制上の優遇措置はほとんどない。届出ることにより、法人格を取得し、事業収入が非課税になるという優遇措置がある。

【参考文献】
ディディエ・ドマジエール著／都留民子訳『失業の社会学 ― フランスにおける失業との闘い ―』法律文化社、二〇〇二年
コリン・コバヤシ（編）『市民のアソシエーション フランスNPO法一〇〇年』大田出版、二〇〇三年

（国際研究部　町田敦子）

ドイツ 失業者支援などで活躍

ドイツでNPOに相当する民間非営利団体としては、社団（登録社団e.V.登録協会とも訳される）、財団（Stiftung）、公益有限会社、信託などがある。民間非営利団体は歴史的には古くから存在したが、公益的な活動は、とくに七〇年代以降に発展し、制度の枠組も整備された。活動領域は福祉、文化、環境、途上国援助などに渡るが、とくに福祉分野での存在感が強い。

日本の市民団体や民間非営利団体に近い登録社団は、設立要件として七人以上の社員の存在がある。設立総会の議事録、目的・名称・所在地などを記した定款を用意し管内の裁判所に登録することで、法人格を得ることができる。財団および有限会社の設立も、比較的容易であるとされる。

税の優遇措置は、法人格とは別に租税通則法（AO）が定めている。基本的に、非営利であり公益性が認められれば非課税の扱いを受けられる。寄付税制についてみると、原則として法人税の優遇団体への個人や法人の寄付は控除できることになっている。

このようなドイツの非営利セクターの雇用者総数に占めるNPO職員の割合は約六％に達している。また、財政的には運営費の約六四％が公的補助によってまかなわれているが、とくに福祉・医療・社会分野ではこの比率が八割を超えている。ただし、スポーツ・レジャー関係の登録社団の場合、会費収入が運営費の約七割を占めるなど、活動分野によって割合は大きく異なる。

雇用に関しては、失業者支援を実施する主体の一つが登録社団である点が興味深い。一例としてドルトムント（北西部ノルトライン・ヴェストファーレン州にある工業都市）の失業者センターをみると、失業者のための相談受付、情報提供、支援活動をメニューに掲げている。ドイツでは〇五年一月から、失業扶助（失業給付期間終了後に支給される）と社会扶助（生活保護に相当）が「失業給付Ⅱ」に統合されるが、そのような制度変更の情報提供、相談は、このような団体によっても担われている。ドルトムント市に近いモエルス市には、モエルス失業者センターがある。ここでも失業に関する制度、求職、職業訓練などに関する相談が行われているが、労働組合が運営の主体となっていることが特徴だ。

北ドイツ、ブレーメンの北西にあるオルデンブルク失業者センター（略称ALSO）では、「朝食の日」や「コーヒーの日」を週に一回程度設けるなどして草の根の活動を行い、年間約六〇〇〇人の相談を受けている。ALSOはホームページで、雇用促進政策などについての自治体との見解の相違を紹介。また、自治体からの公的補助が削減された事情を説明し、寄付を呼びかけている。地方自治体や行政との関係をみても、さまざまなケースが存在していることをうかがわせている。他の地域の失業者センターでも寄付を呼びかけているところがあり、財政も一つの課題といえそうだ。

（国際研究部　主任調査員・吉田和央）

© European Communities, 1995-2004